

奈良県観光プロモーション課 Twitter・Instagram 利用方針

令和3年1月

奈良県産業・観光・雇用振興部観光局 観光プロモーション課

1 目的

奈良県の観光資源に関する様々な情報を Twitter、Instagram を利用して広く PR することを目的とする。

2 発信内容

奈良県の観光資源 PR 動画や観光プロモーション課の事業の告知やイベント情報等

3 運用管理責任者

観光プロモーション課長

4 運用者

観光プロモーション課員

5 利用方法

- (1) 運用者が基本的に情報を発信する。
- (2) 利用者は、閲覧や投稿が自由にすることができる。
- (3) 運用者は、利用者の投稿について、必要に応じて回答を行うものとする。ただし、運用者がすべての投稿を閲覧し、投稿に関して回答することを保証するものではない。
- (4) 県政についてのご質問やご意見は、県公式ホームページの専用フォームをご利用いただくか、もしくは担当課にて受け付けるものとする。

6 禁止事項

以下に定める禁止事項に該当する投稿があった場合は、予告なく削除することがある。
また、当該投稿をした者について、以後の投稿を禁止する場合がある。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの。
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの。
- (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの。
- (4) 奈良県又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの。

- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの。
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。
- (8) 虚偽や事実誤認の内容を含むもの及び単なる風評や風評を助長させるもの。
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの。
- (10) 他のユーザー、第三者等に成りすますもの。
- (11) 有害なプログラム等。
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの。
- (13) その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク。

7 知的財産権

当 Twitter、Instagram に掲載する個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、奈良県又は正当な権利を有するものに帰属する。また、内容について、私的使用のための複製、引用等著作権法上認められた行為を除き、無断で複製・転載することはできない。

8 免責事項

- (1) 観光プロモーション課は、本アカウントが掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証する義務を負わない。
- (2) 観光プロモーション課は、利用者が当 Twitter、Instagram の掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 観光プロモーション課は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (4) 上記の他、観光プロモーション課は、本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

9 利用方針の変更等

観光プロモーション課は、予告なく利用方針や運用方法の見直し、又は運用を中止する場合がある。